告示

○総務省告示第七十八号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
徳島中央テレビ株式会社	日本中央テレビ株式会社	第SK00046－0044号	平成二十六年十月二十四日	徳島県小松島市、吉野川市
真岡ケーブルテレビ株式会社	真岡市	第KT00351－0347号	平成二十六年十一月一日	栃木県真岡市一円

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
三陸ブロードネット株式会社	第TH00038－0037号	平成二十六年十一月二十七日	岩手県釜石市新浜町、東前町、浜町、天神町、大只越町、大町、大渡町、2丁目、3丁目、鈴子町、駒木町、松原町1丁目、2丁目、嬉石町1丁目、3丁目、大平町、千鳥町、中妻町、上中島町、源太沢町、八雲町、住吉町、新町、定内町、野田町、小佐野町、小川町、桜木町、平田、鵜住居町第11地割から第210地割、第213地割、第218地割、第224地割、第289地割、栗林町、片岸町第8地割、第9地割、甲子町	岩手県釜石市新浜町、東前町、浜町、天神町、大只越町、大町、大渡町、2丁目、3丁目、鈴子町、駒木町、松原町1丁目、2丁目、嬉石町1丁目、3丁目、大平町、千鳥町、中妻町、上中島町、源太沢町、八雲町、住吉町、新町、定内町、野田町、小佐野町、小川町、桜木町、平田、鵜住居町第11地割から第210地割、第213地割、第218地割、第224地割、第289地割、栗林町、片岸町第8地割、甲子町、両石町の各全域、鵜住居町第5地割、第12地割、第23地割、第25地割、両石町第2地割、第3地割の各一部
ゆずの里ケーブルテレビ株式会社	第KT00363－0359号	平成二十六年十二月五日	埼玉県入間郡毛呂山町	埼玉県入間郡毛呂山町、入間郡越生町越生東1丁目から7丁目、上野東1丁目から5丁目、大字上野、大字越生、大字黒岩
東松山ケーブルテレビ株式会社	第KT00310－0306号	平成二十六年十二月十八日	埼玉県東松山市石橋、下青鳥、上押垂、下押垂、和泉町、松葉町4丁目、美土里町、幸町、上野本、下野本、高坂、西本宿、毛塚、宮鼻、田木、大黒部、比企郡滑川町都、月輪、羽尾の各一部	埼玉県東松山市石橋、下青鳥、上押垂、下押垂、和泉町、松葉町4丁目、美土里町、幸町、上野本、下野本、高坂、西本宿、毛塚、宮鼻、田木、大黒部、比企郡滑川町都、月輪、羽尾の各一部、東松山市上唐子、下唐子、比企郡嵐山町菅谷、川島、志賀、むさし台1丁目から3丁目、平澤、千手堂、杉山

○総務省告示第七十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
日本通信放送網株式会社	第KT00278－0274号	平成二十六年十一月二十七日	茨城県ひたちなか市

○法務省告示第百五十三号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年三月二十三日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉郡幕張町武石七百六十九番地

小川　米藏

○法務省告示第百五十四号

千葉県千葉市畑町千七百九十七番地　岩名　貞藏

○法務省告示第百五十五号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年三月二十三日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉郡検見川町検見川三百四十二番地

藤代　三吉

○法務省告示第百五十六号

広島県尾道市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年三月二十三日

法務大臣　岩城　光英

広島県御調郡奥村大字大原百七十九番地

上岡　芳人

○法務省告示第百五十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年三月二十三日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　陳　偉雄

生年月日　千九百六十六年四月十五日

○法務省告示第百五十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年三月二十三日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　アンドリュー・ヤング

生年月日　千九百七十八年八月一日